



2025年5月13日

各 位

会社名 株式会社ダイセル
代表者名 代表取締役社長 榑 康裕
(コード番号 4202 東証 プライム市場)
問合せ先 執行役員
事業支援本部副本部長 (兼)
事業支援本部 I R 広報グループ
リーダー 廣川 正彦
(TEL 03-6711-8121)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月20日開催予定の当社第159回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 現状の当社事業に即した事業目的とするため、当社現行定款第3条の一部を変更するものであります。
- (2) 株主総会および取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築できるよう、株主総会議長および取締役会議長が原則として取締役会長に限定されている当社現行定款第17条および第25条の一部を変更し、社外取締役を含むその他の取締役が議長となることを可能とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第2条 (条文省略)	第1条～第2条 (現行どおり)
第3条 (目 的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の各製品の製造、加工及び売買 イ. ～ル. (条文省略) ヲ. <u>ロケット推進その他の火薬類及びそれらの応用製品</u> ワ. (条文省略) 2. ～7. (条文省略)	第3条 (目 的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の各製品の製造、加工及び売買 イ. ～ル. (現行どおり) ヲ. 火薬類及びそれらの応用製品 ワ. (現行どおり) 2. ～7. (現行どおり)
第4条～第16条 (条文省略)	第4条～第16条 (現行どおり)
第17条 (招集権者及び議長) 株主総会は取締役 <u>会長</u> がこれを招集しその議長	第17条 (招集権者及び議長) 株主総会は <u>あらかじめ取締役会の決議によって</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>となる。</p> <p>取締役会長が空席又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</p> <p>第18条～第24条（条文省略）</p> <p>第25条（取締役会）</p> <p>取締役会は法令又はこの定款に定める事項のほか当社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは短縮することができる。</p> <p>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>取締役会は取締役会長がこれを招集しその議長となる。取締役会長が空席又は事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</p> <p>取締役会に関する事項は別に取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>第26条～第36条（条文省略）</p>	<p>定めた取締役がこれを招集しその議長となる。</p> <p><u>当該取締役に事故あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定められた順序により他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</u></p> <p>第18条～第24条（現行どおり）</p> <p>第25条（取締役会）</p> <p>取締役会は法令又はこの定款に定める事項のほか当社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは短縮することができる。</p> <p>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集しその議長となる。当該取締役に事故あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定められた順序により他の取締役が取締役会を招集し議長となる。</u></p> <p>取締役会に関する事項は別に取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>第26条～第36条（現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月20日（予定）
定款変更の効力発生日	2025年6月20日（予定）

以 上